

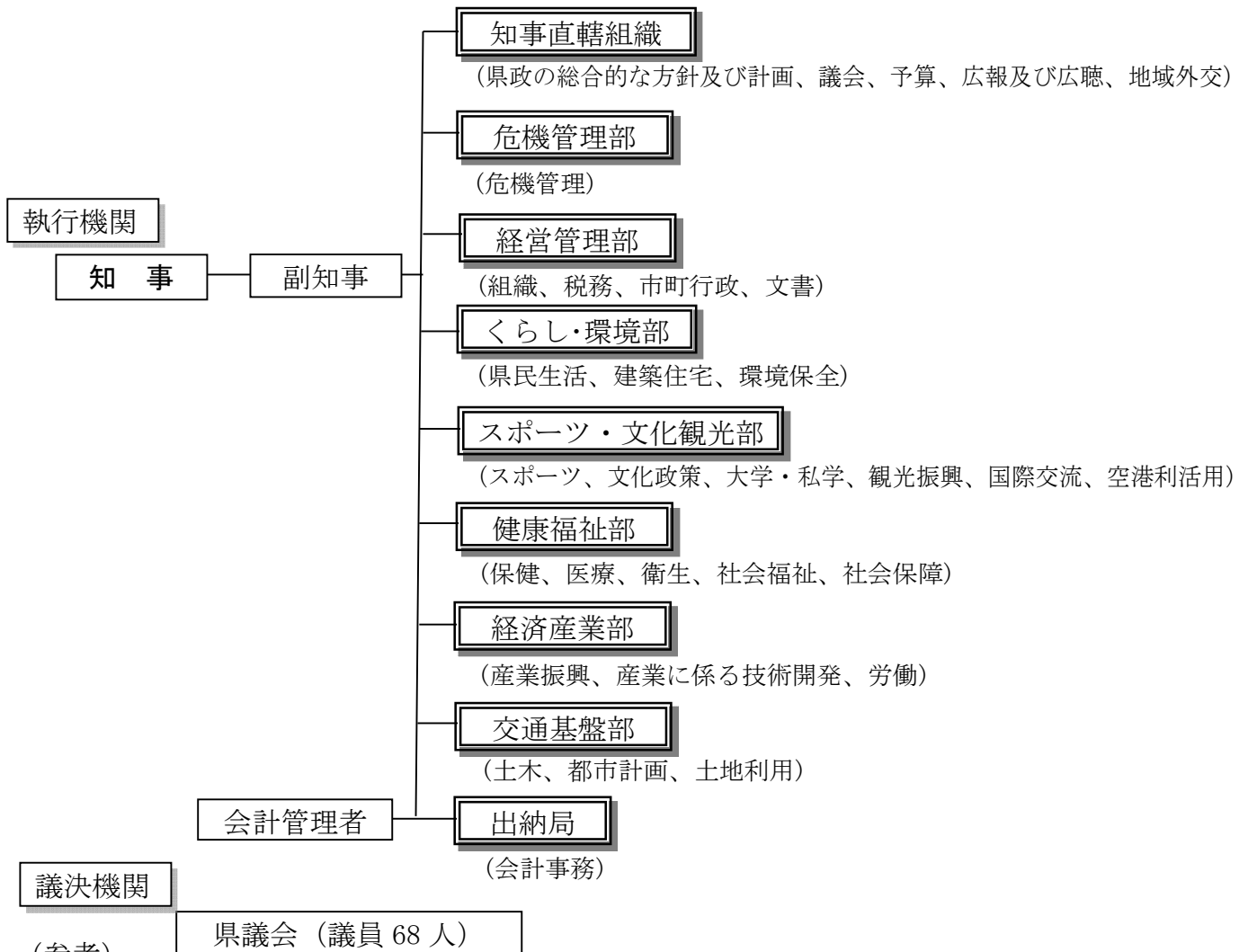
知事の職務権限及び年間活動

1 職務権限（地方自治法第149条）

普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- (1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること
- (2) 予算を調製し、及びこれを執行すること
- (3) 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること
- (4) 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること
- (5) 会計を監督すること
- (6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること
- (7) 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること
- (8) 証書及び公文書類を保管すること
- (9) 前各号を定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること

2 知事部局の組織及び主な分掌事務



- 知事部局の職員数（令和3年4月1日現在）：5,897人
（企業職員、行政委員会任命職員除く）
- 県の予算（令和3年度一般会計）：1兆3,094億円

3 主な年間活動（令和2年度の行事実績等を参考に作成）

区 分	主な内容	年間推計 実績
県議会本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月、9月、12月、2月の各定例会 ・ 4月、5月の臨時会 	知事答弁 110回程度
定例的な行事 （毎月開催等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事戦略会議 ・ 叙位・叙勲伝達式 等 	40 件以上
広報関係行事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例知事記者会見（24回） ・ その他記者会見（3回） ・ 知事新春対談（17回） ・ 知事広聴（3回） 	40 件以上
新型コロナウイルス感染症関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時記者会見（11回） ・ 対策本部本部員会議（8回） ・ 関連協議、視察（86回） 	100 件以上
会議、大会、 式典等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が会長等を務める会議・大会等 （知事が兼職する団体等：約190団体） ・ 市町、各種団体等の主催する大会・記念式典等 	130 件以上
知事への来客・ 協議等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶（国、他県知事、市町長、各種団体等） ・ 表敬訪問（外国賓客、全国大会優勝者等） ・ 市町長、各種団体からの要望 ・ 各部局長等の協議・報告 	1,000 件以上
Webによる会議、 面談等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国知事会、関東地方知事会、中部圏知事会、 中央4県サミット ・ 大使等面談、地域サミット、県主催会議 等 	20 件以上

（参考）公務に従事した日数（令和2年度実績）

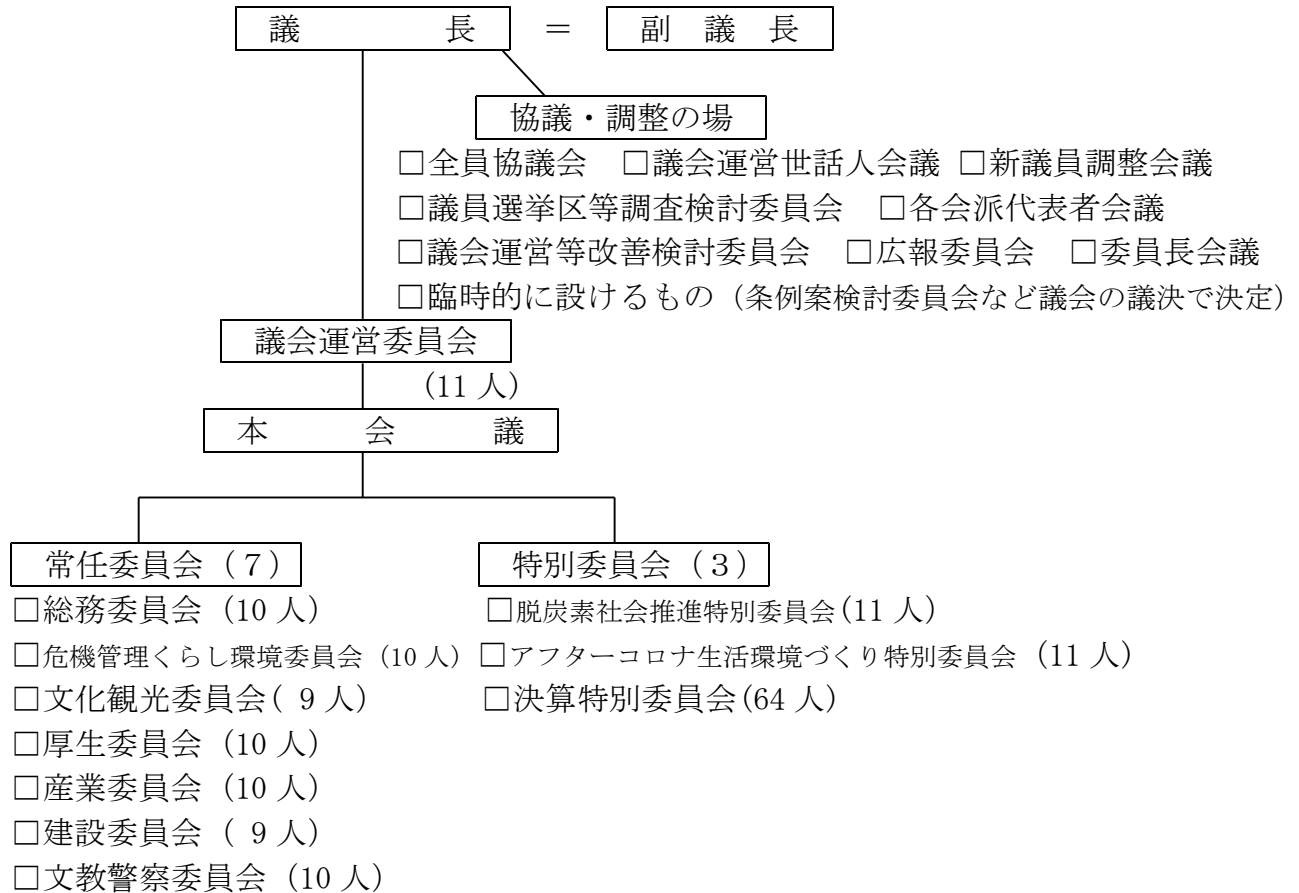
公務に従事した日	公務に従事しない日	公務に従事した割合
255日 (212日)	110日 (153日)	69.9% (58.1%)

※ カッコ内の数字は、毎月勤労統計調査の一般労働者の平均年間出勤日数

議会及び議長の年間活動

1 県議会の組織（定数：68人）

（令和3年10月1日現在）



2 議会の主な年間活動（令和2年度の実績に基づく例）

内 容	開催日数 (回数)	備 考
本会議 (定例会・臨時会)	31日	・ 定例会（6月、9月、12月、2月） ・ 臨時会（4、5月）
7 常任委員会	9～13日 0～2日	・ 1委員会当たり開催日数 ・ 1委員会当たりの視察日数（県内のみ）
議会運営委員会	44日 16日	・ 議会運営委員会開催日数 ・ 小委員会開催日数
3 特別委員会	7日 0日 4日	・ 1特別委員会当たりの開催日数 ・ 1特別委員会当たりの視察日数 ・ 決算特別委員会開催日数
各会派代表者会議	18回	・ 開催回数（うち1回書面協議）
1 条例案検討委員会 (協議・調整の場)	6日	・ 1委員会当たりの開催日数
議員派遣	+ α	・ 「富士山の日」フェスタ、静岡・山梨両県議会の連携による取組、議員研究交流大会 3件

太枠内…全議員が出席するもの

3 議長の主な年間活動（令和2年度 行事实績等を参考に作成）

区 分	主な内容（例）	推計（件数）
会議、総会等	全国議長会、地方議会連絡会、各種団体からの出席要請に基づく行事 等	約70
要請活動等	団体、市町からの要望 等	約40
その他	事業、行事等の事前説明、報告 等	約150

政務活動費制度の概要

(要 旨)

議員の調査研究その他の活動に資するため、静岡県政務活動費の交付に関する条例及び同規程に基づき、政務活動費として議員一人当り月額 45 万円を毎月各会派（所属議員が一人の場合も含む。）に交付している。

(概 要)

1 政務活動費の概要

区 分	内 容
交 付 対 象	議会の会派（所属議員一人も含む）に対し、調査研究その他活動に資する経費の一部として交付
交 付 額	月額 45 万円×各会派の月の初日における所属議員数
経 費 の 範 囲	調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費、人件費
交付金の返還	当該年度に交付を受けた政務活動費の総額から、支出の総額を控除して残余が生じた場合には返還
収支報告書等の閲覧	誰でも収支報告書等の閲覧を請求可 提出期間末日の翌日から 60 日を経過した日の翌日から閲覧を開始

2 透明性の確保と適正な執行

全国で不適切な使用による問題が発生したことを受け、より一層の運用の明確化と使途の透明性の確保を図るため、経理責任者会議、各会派代表者会議での協議を経て、以下のとおり運用指針を改正し、平成 29 年 4 月 1 日交付分から適用している。

〈主な改正内容〉

- ・ 平成 29 年度分の領収書などの証拠書類等を平成 30 年度からインターネット公開
- ・ 自動車燃料代の単価方式による単価を費用弁償と同額に見直し
- ・ 支出証拠書等の様式を改正し記載内容の明確化
- ・ 活動概要書等の提出を義務化することにより、政務活動費の充当をより厳格化
- ・ 運用上ルール化されている項目の指針への明文化

3 議員提案による政務活動費の交付の特例に関する条例

新型コロナウイルス感染症対策の推進に資するため、議員提案により、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、政務活動費の交付月額を 10 パーセント減ずる特例条例が制定された。（併せて、同じく議員提案により、新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金条例及び議員報酬月額を 10 パーセント減ずる（期間は政務活動費と同様）特例条例が制定された。）

教育長の概要

教育長は、教育に関する一般方針を決定する教育委員会の会議を主宰するとともに、教育委員会事務局を統括し、教育委員会の方針、決定の下に教育に関する事務を執行する。

1 教育長の職務権限（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

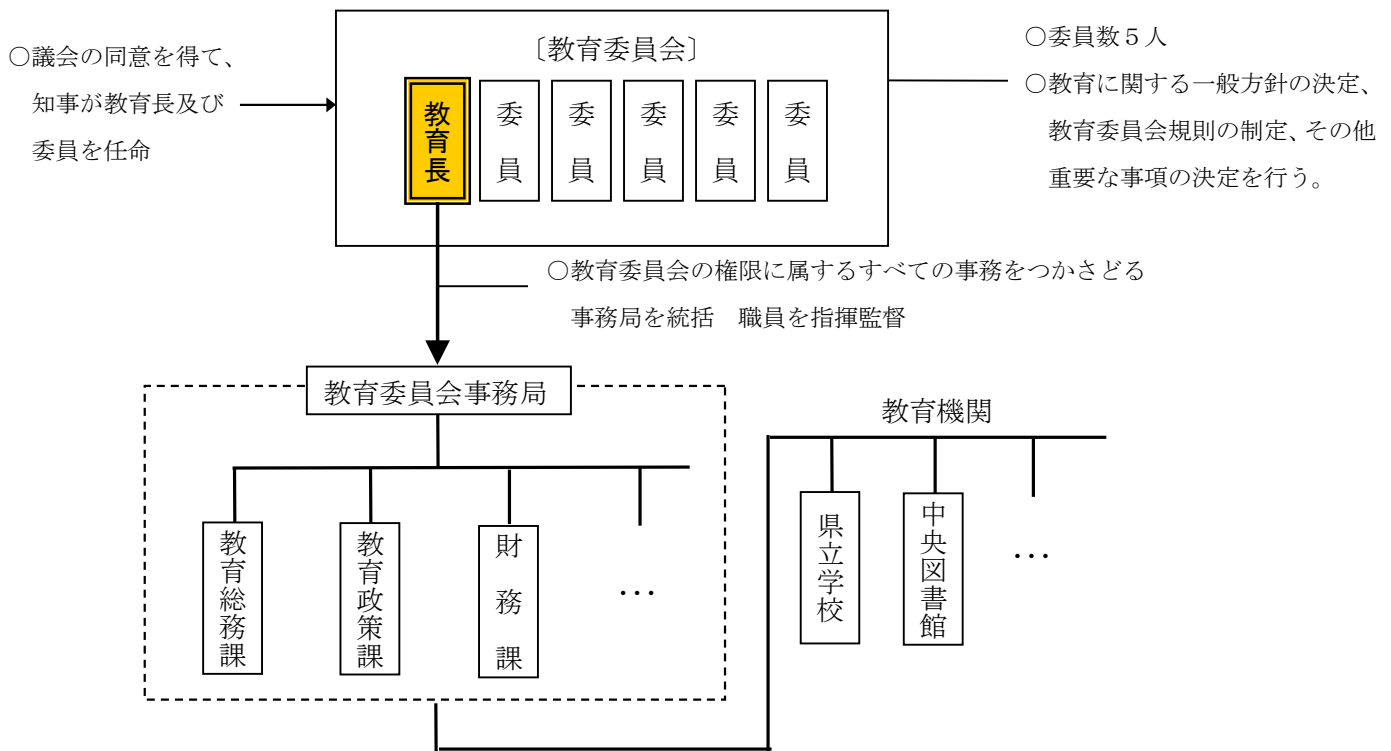
- 教育委員会の会務を総理(※)し、教育委員会を代表する（第13条第1項）
- 教育委員会会議の招集（第14条第1項）
- 教育委員会会議での採決において、可否同数の場合の決定（第14条第4項）

※「会務を総理」とは、教育委員会会議の主宰と教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどること、及び教育委員会事務局を統括し職員を指揮監督することを意味する。

2 教育長の勤務条件等

- 任期は3年
- 職務専念義務が課せられており、勤務時間は一般職員と同じ
- 営利企業の従事制限、政治的行為の制限あり

3 教育委員会及び教育委員会事務局の組織



(参考)

○教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員数・・・448人

(令和3年4月1日現在)

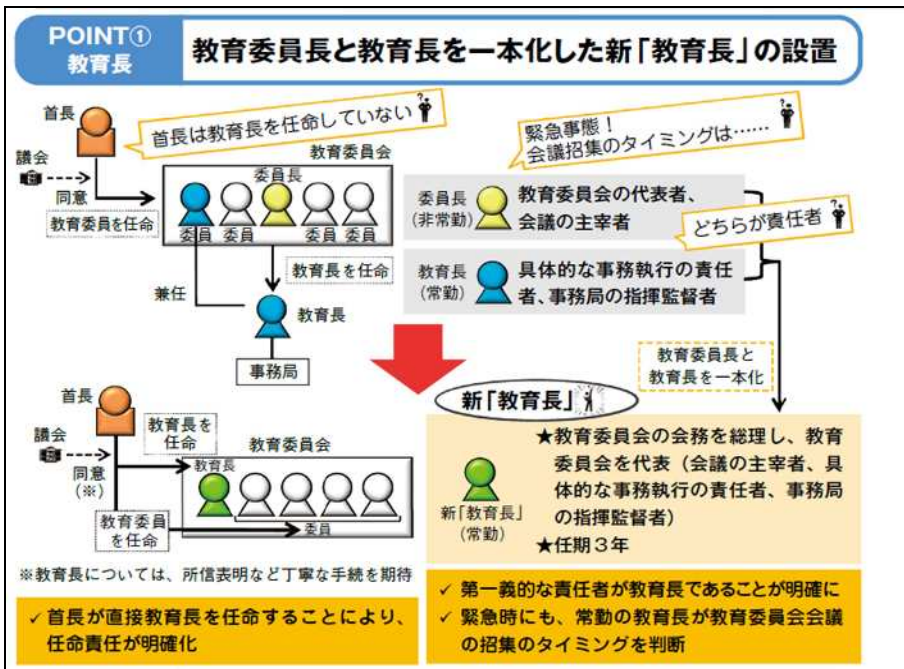
4 教育委員会の事務

区分	主な内容
学校教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置管理 ・教職員の人事及び研修 ・児童・生徒の就学及び学校の組織編制 ・校舎等の施設・設備の整備 ・教科書その他の教材の取扱いに関する事務の処理
生涯学習・社会教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育事業の実施 ・図書館等社会教育施設の設置管理 ・社会教育関係団体等に対する指導、助言、援助

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育行政の責任の明確化を図るため、従来の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置され、教育長の身分が一般職から特別職になった。（平成 27 年 4 月～）

<教育委員長と教育長の一本化のイメージ>



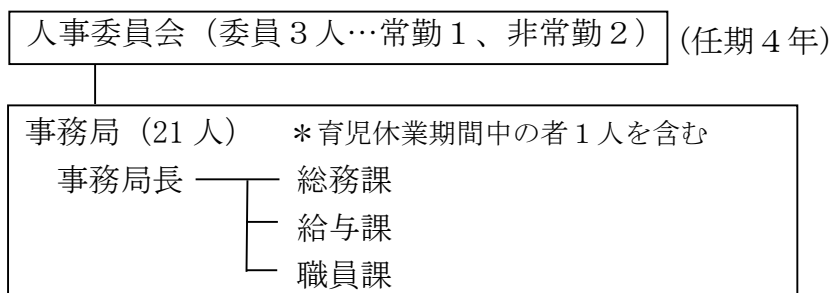
<教育長の勤務条件等>

	旧教育長（兼教育委員）	旧教育委員長	新教育長
任用	常勤一般職（任期4年）	非常勤特別職（任期1年）	常勤特別職（任期3年）
勤務時間	一般職と同じ	なし	一般職と同じ

人事委員会委員の概要

人事委員会は、地方公共団体の職員の人事管理が適正に行われるよう任命権者の権限の行使をチェックし、専門的視点からの調査研究や勧告などを行う、公平・中立な第三者機関である。

1 人事委員会の組織



2 人事委員会の権限

権限の区分	主な所掌事務（業務）
(1) 行政権限	競争試験及び選考の実施
	勤務条件の改善や給与改定の報告・勧告等
	職員に関する条例の制定・改廃についての議会への意見の申し出
	職員団体の登録
	労働基準監督機関としての権限の行使
	人事行政に関する調査・研究・企画・立案
	職員の苦情処理
	贈与等報告書の審査
(2) 準司法的 権限	職員の勤務条件に関する措置要求の審査
	職員に対する不利益処分についての審査請求の審査
(3) 準立法的 権限	人事委員会の権限に属する事項についての人事委員会規則の制定

3 人事委員会委員の任免

任 命	地方公共団体の長が、 <u>人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、選任</u>
罷 免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の長は、心身の故障等の場合に議会の同意（公聴会の開催も必要）を得て罷免可 ・ 委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなった場合、これらのうち一人を除く他の者は地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免

4 人事委員会委員に課される責任

人事委員会が行う勤務条件に関する措置の要求に対する判定等や不利益処分に関する審査請求についての裁決等に係る県を被告とする訴訟について、県を代表する。(地方公務員法8条の2)

5 人事委員会委員に就任することによる制約

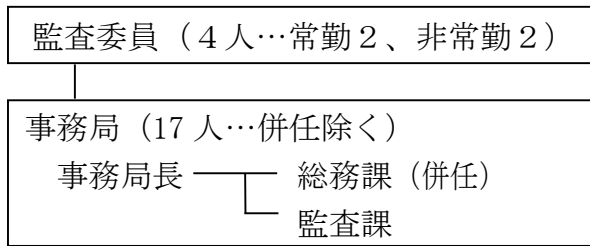
- (1) 委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
(地方自治法180条の5第6項)
- (2) 全ての地方公共団体の議会の議員、当該地方公共団体の地方公務員の職を兼ねることができない。また、公平委員会の事務の委託を受けた人事委員会の委員は、委託を行った地方公共団体の地方公務員の職を兼ねることができない。
(地方公務員法9条の2第9項)
- (3) 委員の服務規定として、一般職に対する守秘義務や政治的行為の制限などの服務規定を準用する。(地方公務員法9条の2第12項)

監査委員の概要

監査とは、事務若しくは業務の執行又は財産の状況を検査し、その真実性・妥当性を調べ、その結果を関係者に報告することをいう。

監査委員は、地方公共団体の監査に責任を有する、地方公共団体の長（知事）から独立した執行機関である。

1 組織



2 所掌事務

○定期監査、○随時監査、○臨時監査 ○行政監査、○直接請求による事務監査、○議会の要求監査、○知事の要求監査、○請願の措置状況の提出、○財政的援助団体、出資団体等及び公の施設の管理を委託している団体の監査、○例月出納検査、○決算審査、○健全化判断比率審査、○内部統制評価報告書審査、○職員の賠償責任の監査、○公金取扱の監査 他

3 監査委員

定数	内 訳	任 期
4人	<p>○<u>識見を有する者（識見委員）</u> 2人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち1人以上を常勤とする（地方自治法196条第4項、第5項） ⇒本県は2人とも常勤 ・うち1人が代表監査委員となる（地方自治法199条の3第1項） 	4年
	<p>○ 議員から選任する者（議選委員） 2人又は1人（地方自治法196条第6項） ⇒本県は2人</p>	議員としての任期

4 監査委員の任免（識見委員）

任命	地方公共団体の長が、 <u>議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任</u>
罷免	一定の要件（心身の故障等）に限り、かつ議会の同意が必要

5 監査委員の制約事項、服務

(1) 兼業禁止（地方自治法 196 条第 3 項等）

- ・ 地方公共団体の常勤職員及び短時間勤務職員との兼職不可
- ・ 国会議員、検察官、警察官、公安委員会委員等との兼職不可

(2) 服務（地方自治法 198 条の 3）

- ・ 常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならない
- ・ 職務上知り得た秘密を監査委員であるときのみならず職を退いた後も漏らしてはならない

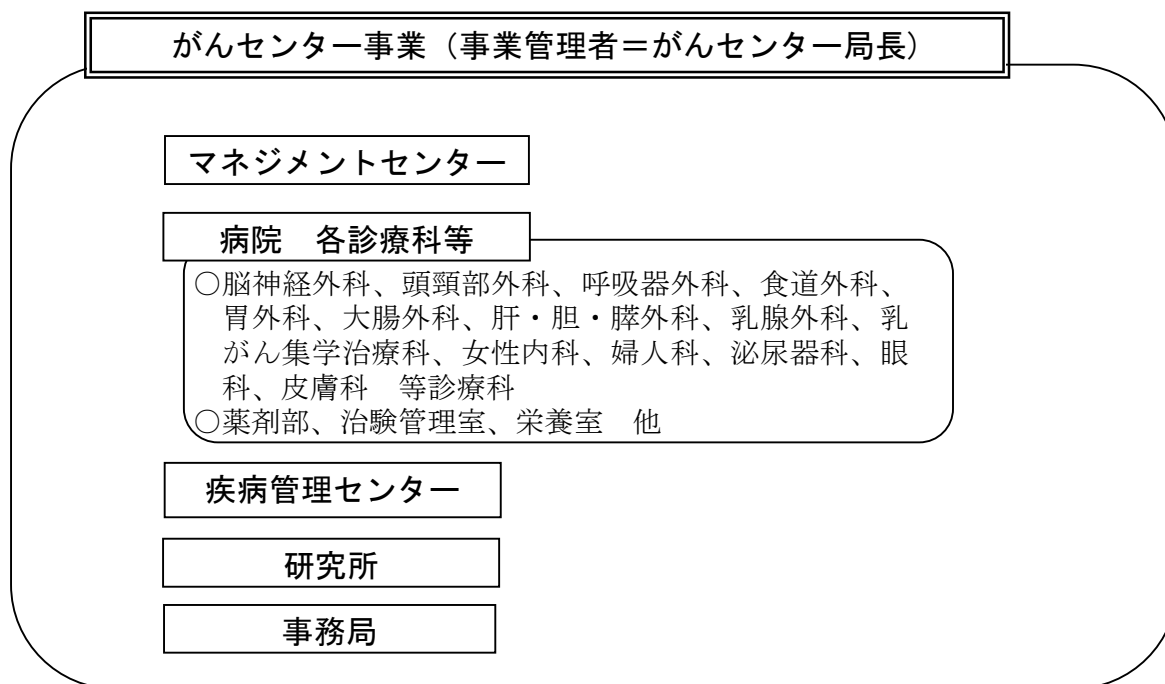
6 事務実績（令和 2 年度）

- ・ 定期監査 468 箇所
- ・ 随時監査 29 箇所
- ・ 臨時監査 2 箇所
- ・ 財政的援助団体等監査 41 箇所

がんセンター事業管理者（がんセンター局長）の概要

本県では、県民の医療を行い、あわせてがん対策の推進を図るため、静岡県立静岡がんセンター事業を設置している。（静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例）

1 がんセンターの組織



2 がんセンター事業管理者の設置根拠

地方公営企業を経営する地方公共団体に、**地方公営企業※の業務を執行させるため、管理者を置く**（地方公営企業法第7条）

※ がんセンター事業は地方公営企業法が適用される地方公営企業（病院事業）である。

3 がんセンター事業管理者の任免

区分	具体的要件
任命	地方公営企業（がんセンター事業）の経営に関し識見を有する者のうちから知事が任命
任期	4年（常勤）
罷免	知事は次に該当する場合、管理者を罷免することができる <ul style="list-style-type: none"> ・管理者が心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認める場合 ・管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合 ・その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合

4 がんセンター事業管理者の地位及び権限

管理者は一部※を除き、地方公営企業の業務を執行し、地方公営企業の業務執行に関し地方公共団体を代表する。(地方公営企業法第8条)

※ 予算の調製、議案の提出、決算の監査、過料を科することは知事が行う

5 担当事務

○ 管理者の担任する事務(地方公営企業法第9条)

- (1) その権限に属する事務を分掌させるため必要な分課を設けること。
- (2) 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理すること。
- (3) 予算の原案を作成し、地方公共団体の長に送付すること。
- (4) 予算に関する説明書を作成し、地方公共団体の長に送付すること。
- (5) 決算を調製し、地方公共団体の長に提出すること。
- (6) 議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること。
- (7) 当該企業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分すること。
- (8) 契約を結ぶこと。
- (9) 料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金を徴収すること。
- (10) 予算内の支出をするため一時の借入をすること。
- (11) 出納その他の会計事務を行うこと。
- (12) 証書及び公文書類を保管すること。
- (13) 労働協約を結ぶこと。
- (14) 当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分で政令で定めるものを受けること。
- (15) 前各号に掲げるものを除く外、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則によりその権限に属する事項

6 がんセンターの規模

- ・ 病床数：615 床
- ・ 年間総費用 396 億円 (R3. 3 月決算時点)
- ・ 職員数 (常勤職員) 1, 130 (R3. 4. 1 時点)